

声をあげよう！ 仲間を広げよう！ 人間らしく働く権利の確立をめざして！

パート・非常勤部会ニュース No. 19

大阪市北区錦町2-2 国労会館1F 大阪労連パート・非常勤部会 2009・11・30

秋季闘争、一時金回答厳しいけれど、頑張っています

自治労連

10単組で最賃(時給14円)による賃金改善やインフルエンザ対策の具体化など処遇改善勝ち取る

大阪自治労連の09賃金確定闘争は、11月2日の大阪市、10日に大阪府、19日を最終山場とした衛都連各単組の統一交渉で一応の回答をえました。非正規職員について、今年度マイナス人勧による連動を許さなかった単組が14、最低賃金14円の改善を土台とした賃金改善が10単組、インフルエンザ対策等の休暇制度の拡充が7単組など前進した回答を引き出しています。第2回交渉では関連評の仲間が府下903人以上、交渉に参加。羽曳野では42名参加。保育園臨パ・労組より「嘱託制度ができて13年たったがその間の賃上げは月額5800円。一時金も5.2ヶ月から半分…若い層からは『自立も結婚もでない』という声がある」の発言。結成したばかりの図書館労組の組合員が初参加しました。(自治労連速報 337 と ザ・関連評NO. 1より)

♪♪大阪市公務公共労組は12月18日に非常勤問題で申し入れ団交を行い、来年2月回答予定♪♪

大阪市公務公共労組は「通勤費の実費弁償。一般職員と同様の諸手当、一時金、退職金の設置。諸休暇制度を正規職員と同様に。均等待遇を基本に賃金の抜本改善。一方的解雇は行わない。関係部局・課及び外郭団体に労働者派遣法の遵守とともに、公契約条例制定に向けて検討し、大阪市公労と協議すること」などを要求し12月18日に申し入れ団交を行います。回答は来年2月頃とのことです。

生協労連

3地域生協は回答厳しく、団交で再回答引き出し。大学生協はほぼ昨年並み

いずみパート、昨年に続き一時金回答ダウンするも再々回答

いずみでは、パートのみ、冬季一時金回答が昨年より0.3ヶ月引き下げ、夏季一時金も含めて0.6ヶ月以上も大幅ダウン。

11月17日の団交では「パートに何か落ち度があったのか？」

「水準を下げることは労働者の質を下げることに繋がると考え

ないのか」などパート労働者の発言が相次ぎました。団交で有額再回答を勝ち取りましたが、納得できないとさらに団交し、再々検討を答弁させています。(いずみ書記局ニュースより)

◇再回答は「パート1.0ヶ月+2000円」(一次回答1ヶ月、昨年1.3ヶ月+7000円)

全国一般

パートの冬季一時金回答は昨年並み

* ヘルスコープヘルパー分会:ヘルスコープで働くパート労働者の冬季一時金回答は0.95ヶ月。

ヘルパー分会は「パートなみに支給すること」を要求して、現在交渉中(回答0.2ヶ月)

* 協立診療所:パートの冬季一時金は昨年0.5ヶ月+5000円だったが、今年回答は1ヶ月+3万円で大幅にアップ。(正規職員回答は1.5ヶ月+3万円。昨年0.8ヶ月+5千円)



「消費生活相談員の勤務条件を考える」シンポジウムに106人が集う

11月7日、消費生活相談員、弁護士、司法書士、行政関係者、政治家、労働組合等106人が参加し、シンポが開かれました。城塚弁護士は「自治体の臨時・非常勤は地公法の位置づけと実態が大きくかい離しており、自治体の非常勤は『法の谷間』におかれてきた。均等待遇について、改正パート労働法で手掛かりができた。枚方裁判は、業界紙で判例特報として扱われ重要視されている」と基調講演。

パネリストとして、大阪自治労連の川西さんは、中野区や枚方裁判の積極的な到達を強調。消費者行政の充実のためには相談員の身分の確立と処遇の改善が緊急の課題、チャンスを生かして主体的な運動の力で変えていくことを呼びかけました。大阪市消費生活センター・佐能さんは「今年16人で単体の組合をつかった。任用条件は1年契約2回更新で3年となっている。今年の対象者は2人で「試験」に合格して事なきを得たが、来年は12人が対象になる」と不当な雇い止めと正面からたたかう姿を表明。自治労大阪府本部の池田さんは「民主党がマニフェストで『任期の定めのない短時間職員』出していた。現行制度を活用しながら一時金を支給させれば、月25万円で年間400万円くらいの収入まで引きあげられると考えている」。野洲市職員の生水さんは、「この4月に採用試験を受けて合格、非常勤から正規職員になった。変わったものは①待遇②仕事の量③仕事の責任」と報告。日本共産党の吉井英勝さんも参加し「自公の政治的な思惑によって消費者庁ができてきた経過はあるが、最終的に現場力をどれだけ強めるか。日本の公務員の人口比は先進国で下位。正規化の条件はある。政権が変わったもとの、世論と運動の力がますます重要だと考える。私も引き続き委員会でもがんばりたい」と力強く表明されました。（大阪自治労連速報 336 より抜粋）



第6回 ゆうメイト全国交流集会（主催ゆうせい非正規労働センター）

11月15日（日）、新大阪の東淀川人権文化センターで「つなげよう 22万人のネットワーク」と題して、ゆうメイト全国交流集会が開かれました。郵政職場では時間制契約社員と・パートの時給が10月1日より改定され、基本給が最賃連動に変更をされて地域最賃に20円をプラスした金額になりました。職務加算額も変更され、最賃+20円+職務加算額の合計が時間給となりました。

☆ 各地からの報告より ☆

- **登戸局被災ゆうメイト損害賠償請求裁判勝利報告**： 深夜業務で大きなケガをした。H9年内務で登戸局に入った。社員ではなく先輩から見よう見まねで仕事を覚えた。小包の積み方、パレットケースの改善を深夜業務なので課長に手紙を書いたが、改善されず、小包の仕分けで荷崩れをおこして重すぎて手首を切った。職員を探してもいなくて、自分で止血して40分ぐらい職員を探した。H12年ケガで休職したが対応がなく、罵声をあびせられ、2年半で半強制的に退職させられたが、『自己都合と書かないと書類も書かない』と言われた。災害処理センターで保障も何年も出なかった。H19年まで障害等級がでなかった。組合に加入し、10年近い歳月で勝利和解をした。
- **岡山期間雇用社員雇い止め撤回裁判**： 昨年3月末で雇い止め。配達業務で午前中4時間、夕方から夜間4時間の計8時間働いていた。交通事故をおこし、雇い止め通知。理由書には「事故をおこしたから」と書かれている。会社は仕事の補助でいつでも首を切れると思っているが、実態に即していない。実際は正規と同じ仕事をしている。処分も正規と同じであるべきで解雇はおかしい。